

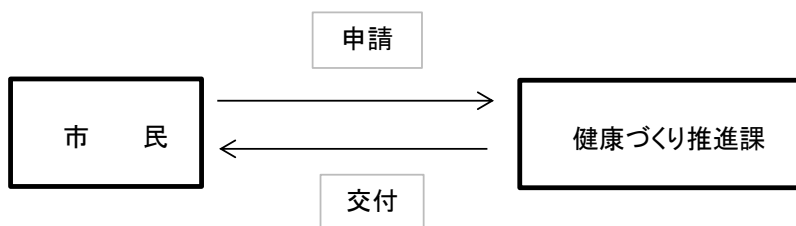
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 143

処 分 名	養育医療負担金の減免	
処 分 の 概 要	養育医療の費用を減免する。	
根 拠 法 令 名	松山市母子保健法施行細則(平成10年規則第29号)	
条 項	第11条第1項	
所 管 課	健康づくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	松山市母子保健法施行細則第11条第1項(1)～(3)に該当すること。	
【根拠法令等】	<p>松山市母子保健法施行細則(平成10年規則第29号)</p> <p>第11条 市長は、本人又はその扶養義務者が次の各号に掲げる理由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、当該負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 災害を受けたとき。</p> <p>(2) 死亡したとき(扶養義務者に限る。)</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ないと認められる事由が生じたとき。</p> <p>2 前項の規定による減額又は免除の措置を受けようとする者は、速やかに養育医療負担金減額(免除)申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。